

# 細 則

## 細則第1号 役員、評議員、参事、常任委員の選出・選任規程

本会会則第16、20、21、23、24条に基づき次のように定める。

1. (会長・副会長の選出) 会長は、総会で理事および監事を選任した後、理事会において理事、監事により理事の中から選任する。副会長(2名)は、会長を選任した後、同様に互選により選任する。
2. (理事の選出) 役員推薦委員会において選挙により理事候補者15名を正会員および賛助会員の中から選出する。理事会においてこの15名のほか7名以内を選出する。役員推薦委員会は合計22名以内の理事候補者を総会に推薦し、総会の承認によって理事を選任する。7名以内には、支部を代表するもの、年次大会の運営委員会を代表するもの、会誌の編集委員会を代表するものを含めることとする。7名の任期が役員交代年度と一致しない場合は、理事会において後任を選任し、選任後最初の総会で承認を得る。
3. (監事の選出) 理事候補者22名以内が選出された後、役員推薦委員会において選挙により監事候補者2名を選出、総会に推薦し、総会の承認によって監事を選任する。
4. (役員推薦委員会) 役員推薦委員会は、理事と評議員により構成する。委員長は選挙管理委員長とし、事務は選挙管理委員会が兼ねることとする。
5. (参事と副会長の選任) 参事は、会長・副会長(2名)を選任した後、理事会において選任する。参事の中から、副会長1名を理事会において選任することができる。
6. (常任委員の選任) 常任委員は、正会員の中から理事会において選任する。
7. (評議員の選出) 理事・監事の選任の後、正会員および賛助会員による選挙を行い、役員以外の正会員および賛助会員の中から選任する。
8. (選挙管理委員会) 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が行う。選挙管理委員会は会長が指名する選挙管理委員長と常任委員とで構成する。
9. (公示) 役員推薦委員会委員長は、役員の任期満了の日の少なくとも3カ月前までに、役員選任のプロセスについて会告で公示する。選挙管理委員長は評議員の任期満了の日の少なくとも3カ月前までに、評議員選挙について選挙期日その他の必要事項を定めて会告で公示する。
10. (有権者) 役員候補選出にあたっての選挙有資格者は2、3および4項に定める通りとする。理事候補選出にあたっての被選挙有資格者、評議員選挙にあたっての選挙ならびに被選挙有資格者(以下有権者という)は、選挙期日に最も近い時期に発行された本会会員名簿に記載された正会員ならびに賛助会員とする。ただし、法人・団体の賛助会員については、登録されている代表者をもって有権者とする。
11. (選出時期) 標記選出の時期は、以下の通りとする。ただし、やむを得ない事情のある時は、理事会の決定により変更することができる。
  - (1) 理事候補者の選出: 役員交代年度の総会前の1月10日から2月末日までの間
  - (2) 監事候補者の選出: 3月1日から3月末日までの間
  - (3) 理事による参事と副会長1名の選任: 会長を選任した理事会後の1回目の理事会
  - (4) 評議員の選出: 役員選任のための総会の後、30日以内

- (5) 常任委員の選任: 常任委員は、5名のうち毎年度約半数交代とする。選任時期は、役員の交代年度においては理事候補者の選出が終了した日以降、また非交代年度ではその年度の最終理事会の日以降それぞれのはじめての総会の前日までの間
  12. (投票方法) 役員候補者ならびに評議員の選出は、選挙管理委員会からそれぞれの有権者に配布された所定の投票用紙により、無記名・連記方式の投票で行う。連記数は次の通りとする。

評議員: 15名以内(投票用紙に理事および監事は評議員にできないことを明記)  
理事候補者: 15名以内  
監事候補者: 2名以内

投票は郵送によることができる。
  13. (無効投票) 下記の投票については、その一部または全部を無効とする。
    - (1) 投票用紙が所定のものでない場合は、その投票の全部
    - (2) 所定の期日までに到着しなかった場合はその投票の全部
    - (3) 連記数が所定数をこえている場合は、その投票の全部
    - (4) 無資格者が記入されている場合はその部分のみ
    - (5) 同一人が重複して記入されている場合は、重複している部分のみ
    - (6) 判読不能のものは、その部分のみ
  14. (開票立会人) 開票は、会長が評議員の中から指名する2名の立会いのもとに行う。
  15. (当選者の決定) 役員候補者ならびに評議員は、得票数の多いものから、それぞれの定数までを当選者と定める。ただし、得票数が等しい場合は、選挙管理委員会が立会人のもとに、抽選によって順位を定める。選挙管理委員長は、当選者に対し、直ちに書面をもって当選を通知しなければならない。
  16. (選挙結果の報告) 選挙管理委員会は、役員候補者および評議員の選出が終了したとき、ただちに選挙の経過と結果を会長に報告する。
  17. (役員候補者の公表) 役員推薦委員会は全役員候補者(理事候補者22名以内、監事候補者2名以内)が選出された後すみやかに、候補者名を会員に対して公表する。
  18. (役員、評議員名簿の公示) 会長は、評議員選出が終了した後、ただちに新役員と評議員の名簿を会告に公示する。
  19. (選挙に関する異議申し立て) 選挙に関して異議のある有権者は、役員候補者の公表(第5項)および新役員・評議員名簿の公示(第17項)からそれぞれ1カ月の間に限り、書面をもって選挙管理委員長に対し、異議の申し立を行うことができる。
  20. (選挙管理委員会の解散) 選挙管理委員会は、前項に定めた異議申し立ての期間の終了したときに解散する。ただし、この期間内に受理した異議申し立ての処理がこの期間をこえて終了しない場合は、この処理が終了したときに解散する。
  21. この規程の改定は、評議会に対する諮問を経て理事会で行うことができる。
- (付則) (施行期日) この規程は2001年1月27日より施行する。

## 細則第2号 日本木材学会研究会通則

1. 本会会則第31条により、つぎの研究会をおく。木材と水研究会、組織と材質研究会、木材強度・木質構造研究会、生物劣化研究会、レオロジー研究会、機械加工研究会、抽出成分と木材利用研究会、木材の化学加工研究会、パルプ・紙研究会、きのこ研究会、木材接着研究会、居住性研究会、バイオマス変換研究会、林産教育研究会、木質ボード研究会
2. 研究会は、林産物に関する学術の発展を図ることを目的とする。この目的達成のため、研究者および技術者の連繫につとめる。
3. 研究会はつぎの事業を行う。
  - (1) 講習会・シンポジウムなどの開催
  - (2) 外国の研究組織・研究者との交流
  - (3) その他、研究会の目的達成に必要な事業
4. 研究会の会員は、原則として日本木材学会の会員でなければならない。
5. 研究会には幹事若干名をおく。幹事は日本木材学会の正会員の中から選ぶものとする。幹事は当該研究会運営の任にあたる。
6. 研究会が幹事の交替その他研究会の運営上の重要な事項を定めたときは直ちに常任委員会に報告しなければならない。
7. 幹事は当該研究会の決算を会員に報告するとともに常任委員会に連絡しなければならない。

## 細則第3号 機関幹事の依頼について

本会会則第18条第4項により、3名以上の会員が所属する大学・研究所・その他の機関においては、学会と会員との連絡のため、機関幹事1名を依頼することができる。

## 細則第4号 終身にわたり正会員となるものの資格ならびに前納会費の額

本会会則第7条により、終身にわたり正会員となるものの資格、ならびに前納会費の額を次のように定める。

1. (資格) 15年以上にわたって正会員であり、かつ年齢満60歳以上の正会員であること。
2. (前納会費) 申し出のときの正会員会費年額の7年分に相当する額とする。

## 細則第5号 各種委員会

本会会則第18条に基づき、会務執行上必要あるときは委員会をおくことができる。